

■住宅の応急修理申込チェックシート

災害救助法に基づく、住宅の応急修理は次の要件を満たす必要があります。

次の(1)～(5)までの要件を確認のうえ、申請してください。

なお、住宅の応急修理にかかる費用は、準半壊の場合は1世帯あたり318,000円、それ以外の場合は1世帯あたり655,000円を限度としており、限度額を超える部分の工事については、被災者の負担となります。

【応急修理の対象者等要件】

- (1)住宅が災害により、大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは準半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。
- (2)応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる。
- (3)応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しない。
(応急修理の期間が災害発生の日から1ヵ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者で、賃貸型応急住宅の入居が認められた者を除く。)
- (4)自らの資力では応急修理を行うことができない。
(大規模半壊以上の住宅被害を受けた世帯は除く。)
- (5)応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分である。

* 借家の場合は、所有者が修理を行えず、かつ所有者の同意を得ることができる。

上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。

氏 名

【家主の同意欄(借家の場合)】

私は、上記申請者に賃貸している住宅について、応急修理を行うことに同意します。

家主 住 所

氏 名

電 話